

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)
  - 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
- 2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

※ 愛知県における特例

本県では、愛知県事務処理特例条例により、次の場合、所轄庁の権限の一部を東三河広域連合に移譲しています。

主たる事務所が当該広域連合を組織する町村の区域にある社会福祉法人であつて、その行う事業が主たる事務所がある町村の区域を越えないものに係るものに限り、所轄庁は東三河広域連合となります。

該当する東三河 8 市町村は次のとおりです。

(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)